

議第73号

高山市営住宅条例の一部を改正する条例について

高山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年9月4日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴い改正しようとする。

高山市営住宅条例の一部を改正する条例

高山市営住宅条例（平成9年高山市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けことが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号） 第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（入居者の資格）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 前項に規定する老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けことが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(4) （略）</p> <p>(5) 生活保護法（昭和25年法律第144号） 第6条第1項に規定する被保護者又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。）を受けている者</p> <p>(6)～(8) （略）</p> <p>3・4 （略）</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。